

柏崎市総合企画部人事課 非常勤職員（職員健康相談員）募集要項

1 資格・人数

資格	採用予定数
以下のいずれかの資格を有する方 ・産業カウンセラー ・精神保健福祉士 ・臨床心理士	1名

2 任用期間

令和8(2026)年4月1日から令和9(2027)年3月31日まで

※ただし、任用期間満了後、勤務成績が良好であり、かつ、業務上必要がある場合は、再度任用される場合があります。

※本募集は、令和8(2026)年度予算成立を前提に実施します。予算の成立状況により変更または解除する場合があります。

3 勤務場所

柏崎市役所 人事課 (柏崎市日石町2番1号)

4 業務内容

職員健康相談員としての業務（対面による個別面談）

職員のメンタルケア、悩み相談、ストレス対策助言、療養休暇後の職場復帰に関する助言等
面談に関する報告書の作成（手書き）

5 勤務時間・報酬等

(1) 勤務日

毎週火曜日（祝日・年末年始は除く）

年度始め、お盆等に相談によりお休みになる場合があり、月4日程度の勤務となります。

(2) 勤務時間

13時から17時

※相談内容により勤務時間が延長になる場合があります。

(3) 報酬

時給 1,656円

※勤務した月の翌月21日（その日が土曜日、日曜日、祝日の場合は、直前の平日）に支給します。

(4) 費用弁償

通勤距離が片道2km以上の場合、通勤に係る費用弁償を支給します。

支給額は通勤距離により異なります。

（例 2km以上4km未満：日額138円、4km以上6km未満：日額190円）

(5) 年次有給休暇

なし

(6) 社会保険等

なし

6 採用試験

(1) 試験日時

応募期限後に別途ご連絡します。

(2) 試験会場

柏崎市役所

(3) 選考方法

個別面接（15分程度）

(4) 選考結果

選考結果は試験日から15日以内に郵送でお知らせします。

7 応募資格・応募方法・応募期限

(1) 応募資格

- ・年齢、性別、学歴は問いません
- ・1に掲げる資格を有する方
- ・市の臨時の任用職員または非常勤職員として5年以上勤務した人であっても応募することができます。
- ・なお、地方公務員法第16条の規定により、次に該当する方は応募できません。
 - ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの方
 - ・柏崎市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

(2) 応募方法

以下の書類を、持参または郵送により、人事課厚生研修係へご提出ください。

①市指定履歴書

※写真を貼り付けてください。

※履歴書様式は柏崎市ホームページからダウンロードしてください。

②ハローワークの紹介状

③資格を証する書類の写し

（注意）提出書類に不備があるものは受付できません。また、提出された応募書類は返却しません。

(3) 応募期限

令和7（2025）年12月19日（金）17時15分まで

※1 受付時間は、午前8時30分から17時15分までです。（土曜日・日曜日は除きます。）

※2 応募者多数の場合は、早目に締め切ることがあります。

8 問合せ先

〒945-8511 柏崎市日石町2番1号

柏崎市役所 人事課（担当：山崎）

TEL 0257-43-9143（直通） FAX 0257-22-5904